

第 6 4 回

岐阜県国土利用計画審議会

議 事 録

日時：令和 8 年 2 月 1 2 日（木） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0

場所：県庁 2 0 0 3 会議室

【事務局】

本日は、岐阜県国土利用計画審議会の御案内をしましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。

ただいまから第64回岐阜県国土利用審議会を開催します。開会に当たりまして、板津都市建築部次長からご挨拶申し上げます。

【板津次長】

(あいさつ)

【事務局】

議事に入る前に定数の確認をします。

本日の審議会には、委員15名中10名の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項に規定する半数以上の定足数を満たしています。本審議会は有効に成立していることをご報告します。

審議会条例第5条第2項により、会長は審議会の議長となると規定されていますので、これ以降の議事進行につきましては、会長をお願いします。

林会長、よろしく申し上げます。

【林会長（議長）】

岐阜新聞社の林と申します。

事務局から説明のありましたように、私が議事進行を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

審議に入る前に、運営規定第3条において、審議会の議事録について、会長及び会長が指名した委員2人が署名することになっています。木田委員と藤本委員にお願いしたいと思います。

議事に入ります。岐阜県土地利用基本計画図の変更案15件について、事務局から一括でご説明をお願いします。

議事1 「土地利用基本計画（計画図）の変更（案）について」

【事務局】

(土地利用基本計画（計画図）の変更（案）について説明)

【林会長】

事務局から説明がありましたが、内容について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【林(宏)委員】

農業振興地域からの除外や林地開発後の段階で、審議案件としているのはなぜですか。

【事務局】

林地開発については、林地開発完了後に航空写真と図面を突合し、森林面積の確定後に当審議会にお諮りしています。

林委員からご指摘がありました林地開発完了後の審議につきましては、現在、林政部と協議をしており、林地開発許可の審査終了後、もしくは許可後に審議会を開催し、森林地域の縮小に関するご意見を頂けるよう検討しています。

【林(宏)委員】

農業振興地域は筆ごとに除外するものだと思っていたのですが、集落全体を除外する理由を教えてください。1 ha 以上といった面積の関係があれば併せて説明してください。

【都市政策課】

海津市の案件については、海津市が都市計画の用途地域を指定することになっています。用途地域の指定には、農業振興地域と同時にエリアを指定することができませんので、農政部と協議の上、調整がついたことから、今回、農業振興地域から除外し、用途地域を指定するという流れになっています。

【須藤委員】

土地利用基本計画の基本構想をみると、森林地域は基本的に森林を保全する位置付けと認識しています。

一方、環境基本計画では再生可能エネルギーを推進する方針があり、最新の計画では、再生可能エネルギーの推進が懸念される様々な影響の調整を図ることされています。

土地利用基本計画で森林を保全することとされているのに、量的な面もあるかもしれませんが、今回の審議案件に限らず、岐阜県内には太陽光発電がかなり増えています。おそらく一つ一つは、森林審議会で審議され、許可されているものだと思います。

土地利用基本計画や環境基本計画において、岐阜県のスタンスとして森林を保全していく基本構想があるので、基本構想との調和や森林保全の視点で、この審議会の中で議論できるように許認可のどの段階で審議するのかなど審議方法を検討してください。土地利用基本計画に本審議会の意見が、上手く反映されるようになることが肝要かと思います。

【事務局】

委員のご指摘は、私共も認識しています。従来、国土利用計画は土地の総合調整機能を果たしてきました。この計画策定の根拠法となる国土利用計画法は、日本列島大改造論の中で、大規模開発による土地の価格に大きな変動を及ぼすような開発抑制や急激な変化を防止することが法制定の主な趣旨です。国土のあり方に、大きな変更を及ぼす恐れの有無を判断するための法律です。

特に林地開発について、森林法に基づく森林でなくなったときに、審議を諮ってきたのは、規模がそれほど大きくなく、森林全体を破壊するような開発ではない場合には、林地開発完了後の審議の運用も認められているからです。このため、多くの県が林地開発完了後の審議会で審議していたのが実態です。

ただ時代は大きく変わってきています。例えば、国土利用計画法の土地売買等の届出において、外国籍の方を含め国籍の記載が求められるように改正されました。大規模な太陽光発電が設置され、全国的にも話題になっている釧路湿原は、大規模開発の是非を問う議論がされています。

国土利用計画法は開発許可に関する規制はできないのですが、時代が変化していく中で、国においても、既存の法律の中で運用のあり方を検討し、整理されると思います。

時代の大きな変化に対応するため、本来の法律の趣旨に従い、各種個別法の許認可とある程度近いタイミングで、この審議会の中で諮っていく運用に変える必要があると思っています。これからの審議会のあり方について、林政部と協議しています。

農地法や都市計画法は、従前から同時にこの審議会に諮っていますので、農地法、都市計画法と森林法では、県の中で取り扱いの統一が図れていませんでした。林地開発の計画が審議される段階、あるいは終わった直後のできるだけ早い段階で審議している県もありますので、本県においても、国の動向を待たずに、審議時期の見直しをしていきたいと考えています。

【須藤委員】

よく理解できました。

【成原委員】

1点目は、32ページの郡上市について、図面に紫色で囲って森林地域の拡大区域を示していますが、33ページを見ると紫色に囲っている上部も明らかに植栽され、森林になっています。森林地域を拡大する、しないの判断は、郡上市からの意見なのか、どのようにして区域を定めるのかを教えてください。

2点目は、太陽光発電関連が3件ありますが、再生可能エネルギーのFITは10年間で終わります。昨年からの太陽光発電の固定買取価格は24円/kwhになり、5年目以降の6年

間は 8.3 円/kwh と減額します。膨大な森林を破壊して太陽光発電を設置しても、大した価格にはならないし、FIT が終わった途端に太陽光発電をやめてしまう可能性もあります。将来計画として森林に戻すような制約はあるのですか？ 県あるいは自治体は放置してもよいと考えられているのか、この 2 点を教えてください。

【林政課】

1 点目の郡上市の森林区域の拡大について、基本的に地域森林計画対象民有林は、森林施業が見込まれる区域を森林地域に拡大しています。今回は、郡上市で植栽が行われ、今後、森林施業を行うため、森林区域に入れるよう要望がありました。

【森林保全課】

太陽光発電等の林地開発を担当している部署になります。

2 点目ですが、太陽光発電の撤去は経済産業省資源エネルギー庁の所管となりますが、廃棄等費用を積み立てて、その積立金で撤去する仕組みがあったと思います。

太陽光発電は平成 24 年から県下で急激に増えましたが、その後、FIT の固定買取価格の減額や入札制度への変更により、林地開発許可申請件数はピーク時は年間 13 件ほどありましたが、令和 3 年以降は年間 1～2 件で、令和 6 年は 0 件という状況になっています。

【成原委員】

太陽光発電とは違い、小水力発電は 34 円/kwh の固定買取価格でしたが、FIT が終了した途端に、電力会社は買取しないと通告してきたため、行政が買取することになりました。今の状態は、小水力発電施設の廃棄あるいは別会社に安く売るべきかの相談があります。太陽光発電は小水力発電より相談案件が多いと思います。

国は太陽光発電の固定買取価格を保証していますが、今後、5 年目以降の 6 年間 8.3 円/kwh が保証され続けるとは思えないので、跡地利用が非常に問題になってくると思われます。審議会である程度のガイドラインを持っていた方がよいと思い質問しました。

【林(宏)委員】

郡上市の森林について、航空写真で見ると、おそらく戦後植林された山のように見えます。今、森林区域を拡大するメリットが何かあるのですか。

【林政課】

資料の航空写真は少し古いものになります。この森林が地域森林対象民有林でなかった理由は不明ですが、現在この地域は、伐採して新たに植栽が行われました。今後、森林施業を実施するため、郡上市から要望があり、区域に入れさせていただきました。

【林会長】

以上で質疑を終了します。欠席された委員の方からご意見がありましたので、事務局から説明をよろしく申し上げます。

【事務局】

(委員意見を説明)

【都市政策課】

東海環状自動車道の早期全線開通や海津スマートインターの実現により地域経済の発展を願うとの意見がありました。地元経済の発展に資する土地利用や都市計画制度の活用などの申出が地元からありましたら、必要な助言をしていきたいと考えています。

【林会長】

太陽光発電による電力の固定買取価格は以前より安価になっています。林地開発件数も減ってきていると思いますが、林地開発件数の推移を教えてください。

【森林保全課】

一番件数が多いのは平成30年の13件で令和元年は11件です。令和3年からは1~2件のみです。この時に建設された太陽光発電施設が森林内にある状況です。

【林会長】

太陽光発電の設置に魅力がなくなったことや、成原委員の先程の意見にもありましたが、廃止後の施設撤去に関する課題もあると思います。

それでは、以上をもちまして質疑を終了させていただきます。

岐阜県土地利用基本計画の計画図の変更については、原案の通りご承認いただけますでしょうか。

ただいまから答申文案をお配りしますので、内容の確認をお願いします。

(答申文案配付)

【林会長】

案の通り本日付で答申させていただきます。

報告事項 「岐阜県土地利用基本計画の改定方針」

【林会長】

岐阜県土地利用基本計画の改定方針についての報告が事務局からあります。

【事務局】

(岐阜県土地利用基本計画の改定方針の報告)

【林会長】

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【山田委員】

質問ではないのですが、計画内容はこのスケジュールで審議され、計画内容の方向性は良いと思いました。

国土利用計画の適切な運用で、持続可能な県土利用・管理と記載していますが、岐阜県の場合、多くの歴史や文化、寺や神社があります。例えば、東濃には地歌舞伎などもあります。歴史、文化のキーワードを取り入れていただきたいと思いました。

【事務局】

ご指摘のありました点については、地域別の基本方向の中で、5地域の地域ごとにそれぞれの特筆すべき伝統、文化を記載することとしています。総論におきましても、本県の歴史・文化・風土につきまして、記載させていただきます。

【須藤委員】

現在公表されている県の計画は第五次計画だと思います。本日の配布資料は、第六次計画の概要版ですが、計画書の本文は11月に示されるのですか。

【事務局】

県計画につきましては、概要版以外に計画書を作成しますので、その計画書もご覧いただき、ご意見を11月に聴取させていただく予定です。

なお、国が策定しました国土利用計画（全国計画）の第六次は、公表されていますのでご覧いただくことができます。

【林会長】

概要に、所有者不明土地が記載されていますが、例えば全国的に空き家の増加、後継者不足、土地所有者の不明が課題となっていますが、岐阜県の土地所有者不明は何%ぐらいあるのですか。

【事務局】

把握しておりませんので、後日、回答させていただきます。

【林会長】

空き家は増加していることでよいですか。

【事務局】

直近の令和5年統計によると、空き家率は16%です。

【須藤委員】

16%は空き家ですか。

【事務局】

そうです。ただし、空き家には賃貸の空室も含まれています。

【須藤委員】

むしろ、空き家より山林の所有者不明土地が問題になっているとっていますが、違いますか。

【事務局】

所有者不明土地は、山林に限らず、市街地でも問題になっています。非常に問題視されており、対処方法に関する法律規制の議論あるいは、法律制定が始まってきているのが実態です。

【須藤委員】

所有者不明土地は、山林で大きな問題とと思っていましたが、宅地もあると知りました。

【山田委員】

外国人が所有者である山林や宅地を放置し、荒地となった状態でも、今後、ある程度管理ができるまで把握できるとよいと思います。

【事務局】

外国人の土地買い占め問題は、委員のご指摘のとおりです。国は一定規模の土地取引について、例えば、都市計画区域以外の山林で1万平米を超える場合は、土地取引の届出を義務づけています。

その届出に買主の国籍と、もし会社が買主であれば役員の氏名、国籍も記載する法改正が

行われました。売買後ですが、所有者を特定できる制度に変更されました。

【山田委員】

今後考えられるのは、例えば大型犬は街中では飼えないので、人里離れた山林周辺の荒地に住みたいと考える外国の方がいると思います。また、オフロードで山を切土や盛土し、山の中に入っていくことも考えられます。詳細まで踏み込めないとは思いますが、国や県で、ある程度の方向性だけでも示す土地利用基本計画があると良いと思います。

【事務局】

今の山田委員のご意見や、先ほど成原委員からありましたご意見も、一旦開発された土地や取得された土地の規制がなされていないと思いました。

先ほどの太陽光発電の意見は、まさに白地地域の問題となります。森林地域で太陽光発電施設を設置した後、森林地域から除外すると、森林法では規制ができない土地になります。他の地域が指定されていない場合は白地地域になります。

古くて新しい問題ですが、例えばゴルフ場として開発されたところは白地地域になります。ゴルフ場でなくなった後に改めて開発するとき、開発目的によって、何らかの個別法に抵触し、調整はされると思いますが、本来の土地利用に関する法律が及ばないこともあります。あるいは、外国人がその白地地域に目をつけて取得して問題になることもあると思います。

時代が変わってきており、改めて国政レベルで検討しなければいけない問題であると私共も非常に認識しています。

なかなか都道府県レベルだけで解決できる問題ではありませんので、国と意見交換し、現場の課題を伝えていきたいと思います。

【山田委員】

私は設計事務所で建築に携わっていますが、建築でもない、工作物でもない、いわゆる法の抜け道があると思っています。

例えば、コンテナ倉庫がホテルになったりします。100個ぐらいのコンテナ倉庫を並べ、災害時には出動するそうです。しかし、都市計画法の開発許可や建築基準法には抵触しません。タイヤがついているので、車の税金が課税されるだけです。

その抜け道は、建物をつくらないから建築基準法には該当せず、都市計画法の都市計画区域内か区域外という区分けでなく、想定外の世の中の流れがあります。本来の建築基準法の規制を国土交通省が条例などを含めどれだけ規制しても、法の抜け道が世の中で進んでいることに驚かされます。ただ、先々の法の抜け道を考えることの方が、大変だとは思いますが。

それらの情報をキャッチしながら、是非、各市町村の情報を県が吸い取りながら進め、県内全体を見渡すことを要望します。

【事務局】

問題意識を持って、これからも取り組んでいこうと思います。

【須藤委員】

岐阜土地利用基本計画の案が作成されると思うのですが、生物多様性ぎふ戦略の改定に関わっており、計画の中に岐阜らしさを盛り込んで、岐阜ならではの内容にしようと頑張っているのを、参考にしていただけたら幸いです。

【林会長】

これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。委員の皆様、お忙しい中ありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

【事務局】

大変貴重なご意見を賜りありがとうございました。

先ほどの林地開発に関する審議時期につきまして、林政部と協議し進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日、ご承認いただきました岐阜県土地利用基本計画図の変更案は、今後、国土交通大臣の意見を聴いた後、公表していく予定にしています。

なお、岐阜県土地利用基本計画の改定につきましても、今後、進めていきます。

本審議会の委員の任期につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっています。この委員の皆様でご審議いただくのは、今回が最後となります。これまで貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

また、今期で任期満了となる方、今後も引き続き委員をご就任いただく方、いずれの方におかれましても、今後とも、都市建築行政にご指導ご鞭撻のほど賜りますようお願いいたします。

これをもちまして本日の審議会は終了といたします。本日はありがとうございました。